

令和8年度

道路新設改良事業（単独）

市道野田瀬戸奥線

道路改良工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市東城町小串

工 事 概 要							
工 事 名	市道野田瀬戸奥線 道路改良工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市東城町小串						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
				当初	変更		
	道路改良工事			70		m	
		延長L=		4.0		m	
		幅員W=					
	土工	掘削工	土砂	60		m3	
		残土処分		70		m3	
	排水工	側溝工	PU3-B300-H300	70		m	
	構造物撤去	取壊し・運搬・処理	アスファルト	35		t	
			コンクリート	5.0		t	
	舗装工	アスファルト舗装	下層路盤工 RC40 厚160mm	387		m2	
			上層路盤工 粒調碎石M30 厚70mm	380		m2	
			表層工 再生密粒度AS13 厚40mm	373		m2	

特記仕様書

第 1 章 総 則 第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**市道 野田瀬戸奥線 道路改良工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ **1-1-2-14** 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ **1-1-3-7** 契約後 V E 工事
 - ・ **1-1-3-9** 県産木材の活用
 - ・ **3-1-1-7** 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事とし

て、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

(1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。

(2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。

(3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。

(1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。

(2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。

(3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。

(4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。

(5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。

(6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。

5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。

(1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

(3) 下請次数が3を超えないこと。

- (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
- (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
- (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 [1-1-1-26](#) 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書 [1-1-3-10](#) 工事現場の環境改善等に従うこと。

第 8 節 週休二日制工事

本工事は、週休二日制工事（受注者希望型）であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「週休二日制工事希望届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市HP＞市政情報＞入札・契約・公売＞各種様式（建設工事等の入札・契約関係）＞建設工事関係」に掲載している。

第 9 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 10 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - （1）工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - （2）上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - （3）上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 11 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 [1-1-2-11](#) 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（1）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（2）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（3）上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- （１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- （２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- （３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- （４）建設発生土の搬出量
- （５）建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1 1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1 2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9（１）～（５）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- （１）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- （２）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- （３）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- （４）9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第 2 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んである。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 (株)宮田木材 光森処分場 庄原市東城町加谷字大鉄穴5081-2

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 8 年度

市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

庄原市東城町小串

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	市道野田瀬戸奥線 道路改良工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	道路改良工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 7月 1日付 公共	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場環境改善費 …… 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

諸 経 費 設 定 情 報

名 称	値
【 週休2日補正 】	完全週休2日(土日)
【工区名称：道路改良工事01】	
[共通設定]	
施工地域	一般交通影響有り(2)-2
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
工事価格端数調整	千円止め
現場環境改善費計上区分	計上する
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
率指定	しない
施工地域区分	大都市・市街地以外
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限(%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め

諸 経 費 設 定 情 報

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路改良工事01	1	式				
道路改良	1	式			Lv1	処:
道路土工	1	式			Lv2	処:
掘削工	1	式			Lv3	
掘削	1	式			Lv4	
掘削 オープンカット 土砂 5,000m3未満 押土無し 障害無し	60	m3			P 1 号	
残土処理工	1	式			Lv3	処:
土砂等運搬（仮置き）	1	式			Lv4	
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 11.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	50	m3			P 2 号	
土砂等運搬	1	式			Lv4	
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 11.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	70	m3			P 2 号	
残土等処分（仮置き）	1	式			Lv4	処:

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)宮田木材光森処分場 受入地 庄原市東城町	50	m3				処:
残土等処分	1	式			Lv4	処:
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)宮田木材光森処分場 受入地 庄原市東城町	70	m3				処:
排水構造物工	1	式			Lv2	
作業土工	1	式			Lv3	
床掘り	1	式			Lv4	
床掘り 土砂 平均施工幅1m以上2m未満 土留無し 障害無し	20	m3			P 3 号	
埋戻し	1	式			Lv4	
埋戻し 最大埋戻幅1m未満	9	m3			P 4 号	
基面整正	1	式			Lv4	
基面整正	71	m2			P 5 号	
側溝工	1	式			Lv3	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
側溝工	1	式			Lv4	
U型側溝据付け 道路用3種 300A 300×300×2000 昼間 時間制約無 基礎碎石施工有	70	m			施 6 号	
構造物撤去工	1	式			Lv2	処:
構造物取壊し工	1	式			Lv3	
コンクリート構造物取壊し	1	式			Lv4	
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策不要	2	m3			施 7 号	
舗装版切断	1	式			Lv4	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	7	m			P 8 号	
舗装版破碎	1	式			Lv4	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下 障害等無し 積込作業有 騒音振動対策不要	375	m2			P 9 号	
運搬処理工	1	式			Lv3	処:
殻運搬	1	式			Lv4	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) 22.0km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	15	m3			P 10 号	
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 34.3km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	2	m3			P 11 号	
殻処分	1	式			Lv4	処:
再資源化施設受入費 アス塊 10t,4t,2t 前田道路(株) 東城合材工場 庄原市東城町	35	t				処:
再資源化施設受入費 コシ塊(有筋) 10t,4t,2t 西城運輸碎石(株) 妙見山工場 庄原市西城町	5	t				処:
舗装	1	式			Lv1	
舗装工	1	式			Lv2	
アスファルト舗装工	1	式			Lv3	
下層路盤(車道・路肩部)	1	式			Lv4	
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚160mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40	387	m2			P 12 号	
上層路盤(車道・路肩部)	1	式			Lv4	
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚70mm 1層施工 粒度調整碎石 M-30	380	m2			P 13 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
表層(車道・路肩部)	1	式			Lv4	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度750(13) 小型 平均幅員3.0m超 プライムコート 締固密度2.35	373	m2			P 14 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費率分	1	式				大都市・市街地以外
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

[illegible]

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
掘削 オープンカット 土砂 5,000m3未満 (押土無し ,障害無し)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			42.72				
バックホ(クロー) [標準・超低騒音型・排対型:3次] 標準バケット 山積0.8m3[平積0.6m3]			42.72				
【労務】			37.91				
運転手 (特殊)			37.91				完全週休2日(土日)
【材料】			19.37				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			19.37				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 1 施工方法 オープンカット				
[J4] = 2 押土の有無 押土無し			[J5] = 1 障害の有無 障害無し				
[J6] = 3 施工数量 5,000m3未満							

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂							
(11.5km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.67				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級			44.67				
【労務】			40.44				
運転手 (一般)			40.44				完全週休2日(土日)
【材料】			14.89				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			14.89				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土砂等発生現場 標準			[J2] = 1 積込機種・規格 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3)				
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)			[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無				
[J5] = 12 運搬距離 11.5km以下							

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】 床掘り 土砂 平均施工幅1m以上2m未満 (土留無し 障害無し ,)								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			19.72						
<貸>後方超小旋回バックホウ(クローラ型) 山積0.45m3(平積0.35m3) 排対型1,2,3次 低騒音			19.72						
【労務】			66.35						
運転手 (特殊)			66.35						
【材料】			13.93						完全週休2日(土日)
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			13.93						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 2 施工方法 平均施工幅1m以上2m未満						
[J3] = 1 土留方式の種類 無し			[J4] = 1 障害の有無 障害無し						
[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用									

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 4 号 施工パッケージ 】 埋戻し 最大埋戻幅1m未満								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			8.95						
バックホ(クロー) [後方超小旋回・超低・排2014年] 標準バケット 山積0.45m3 [平積0.35m3]			8.37						
<賃>タンパ(ランマ) 質量60～80kg			0.58						
【労務】			87.50						
普通作業員			53.26					完全週休2日(土日)	
特殊作業員			25.42					完全週休2日(土日)	
運転手 (特殊)			8.82					完全週休2日(土日)	
【材料】			3.55						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			2.72						
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.83						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 4 施工方法 最大埋戻幅1m未満			[J4] = 1	費用の内訳 全ての費用					

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 5 号 施工パッケージ 】 基面整正							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			100.00				
普通作業員			100.00				完全週休2日(土日)
【端数調整】							

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 6 号 施工単価表 】						
U型側溝据付け 道路用3種 300A 300×300×2000 (昼間 時間制約無 ,基礎碎石施工有)						10 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
昼間_U型側溝【手間のみ】 L=2000_1000kg/個以下 据付け 排水構造物工	10	m				完全週休2日(土日)
落ちふた式U形側溝(JISA5372)3種300A 300*300*2,000 参考質量419kg	5	本				
再生クラッシャー 40～0mm	0.672	m3				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 作業区分 据付け		[B] = 1	L=1,000mm、4,000mmの使用の有無 無し			
[C] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無		[D] = 20	U型側溝種類 道路用3種 300A 300×300×2000			
[E] = 3 規格・仕様区分 L=2000mm 1000kg/個以下		[F] = 3	時間制約の有無 時間制約無			
[G] = 1 施工箇所における補正 施工箇所補正無		[H] = 1	基礎碎石施工の有無 基礎碎石施工有			
[I] = 5 基礎碎石の種類 再生クラッシャー 40～0		[J] = 0.560	m3 基礎碎石設計数量			

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 7 号 施工単価表 】						
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工 (昼間 時間制約無 ,低騒音・低振動対策不要)						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
昼間_鉄筋構造物【手間のみ】 機械施工 時間的制約なし 構造物とりこわし工	1	m3				完全週休2日(土日)
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 構造物区分 鉄筋構造物		[B] = 1 工法区分 機械施工				
[C] = 3 時間的制約の有無 時間制約無		[D] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無				
[E] = 2 低騒音・低振動対策 低騒音・低振動対策不要						

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 8 号 施工パッケージ 】 舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下								1 m 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準	
【機械】			15.05					
コンクリートカッター[バキューム式(超低騒音型)・湿式] 切削深20cm級 プレート径φ56cm			10.24					
その他(機械)								
【労務】			58.43					
特殊作業員			19.96				完全週休2日(土日)	
土木一般世話役			10.88				完全週休2日(土日)	
普通作業員			8.92				完全週休2日(土日)	
その他(労務)								
【材料】			26.52					
コンクリートカッターブレード 自走式切断機用 径45cm(18インチ)			22.39					
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			2.81					
その他(材料)								

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 8 号 施工パッケージ 】 (続 き)

舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下

1 m 当り

[illegible]

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 9 号 施工パッケージ 】 舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下 (障害等無し 積込作業有 ,騒音振動対策不要)								1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			12.85						
<賃>後方超小旋回バックホウ(クローラ型) 山積0.45m3(平積0.35m3) 排対型1,2,3次 低騒音			12.85						
【労務】			81.24						
土木一般世話役			29.54					完全週休2日(土日)	
運転手(特殊)			27.52					完全週休2日(土日)	
普通作業員			24.18					完全週休2日(土日)	
【材料】			5.91						
軽油 パトロール給油,2〜4KL積載車給油			5.91						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版			[J2] = 1 障害等の有無 無し						
[J3] = 1 騒音振動対策 不要			[J4] = 4 舗装版厚 15cm以下						
[J6] = 1 積込作業の有無 有り			[J7] = 1 費用の内訳 全ての費用						

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 10 号 施工パッケージ 】 殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) (22.0km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			44.05						
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級			44.05						
【労務】			39.87						
運転手 (一般)			39.87						
【材料】			16.08						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			16.08						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 3 殻発生作業 舗装版破碎 [J3] = 1 DID区間の有無 DID区間無 [JJ] = 1 費用の内訳 全ての費用			[J2] = 3 積込工法区分 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) [JA] = 6 運搬距離 22.0km以下						

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 11 号 施工パッケージ 】							
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 (34.3km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			40.77				
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級			40.77				
【労務】			44.82				
運転手 (一般)			44.82				完全週休2日(土日)
【材料】			14.41				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.41				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 2 殻発生作業 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし			[J2] = 1 積込工法区分 機械積込				
[J3] = 1 DID区間の有無 DID区間無			[JE] = 10 運搬距離 34.3km以下				
[JJ] = 1 費用の内訳 全ての費用							

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 12 号 施工パッケージ 】							
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚160mm 1層施工							
(再生クラッシャー RC-40 ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			5.72				
モータレーダ[土工用・排対型2014年規制] プレート幅3.1m			3.95				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10～12t 排対型1,2次基準			0.49				
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排対型2014 超低騒音			0.49				
その他(機械)							
【労務】			18.33				
運転手(特殊)			8.06				完全週休2日(土日)
普通作業員			2.95				完全週休2日(土日)
特殊作業員			2.63				完全週休2日(土日)
土木一般世話役			2.16				完全週休2日(土日)
その他(労務)							
【材料】			75.95				

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 12 号 施工パッケージ 】 (続 き) 下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚160mm 1層施工 (再生クラッシャー RC-40 ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
再生クラッシャー 40～0mm			74.21				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			1.50				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 160.000 mm 全仕上り厚			[J2] = 1 施工区分 1層施工				
[J3] = 6 材料 再生クラッシャー RC-40			[J4] = 1 費用の内訳 全ての費用				

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 13 号 施工パッケージ 】							
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚70mm 1層施工 (粒度調整砕石 M-30 ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			11.57				
モータレダ [土工用・排対型2014年規制] プレート幅3.1m			7.99				
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10～12t 排対型1,2次基準			1.00				
<賃>タイヤローラ 質量13～14t 排対型2014 超低騒音			0.99				
その他(機械)							
【労務】			37.08				
運転手(特殊)			16.31				完全週休2日(土日)
普通作業員			5.97				完全週休2日(土日)
特殊作業員			5.32				完全週休2日(土日)
土木一般世話役			4.37				完全週休2日(土日)
その他(労務)							
【材料】			51.35				

【 第 13 号 施工パッケージ 】 (続 き) 上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚70mm 1層施工 (粒度調整碎石 M-30 ,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
粒度調整碎石 30～0mm			47.84				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			3.03				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 10 材料 粒度調整碎石 M-30			[J4] = 70.000 mm 全仕上り厚				
[J5] = 1 施工区分 1層施工			[J7] = 1 費用の内訳 全ての費用				

R8 市道野田瀬戸奥線 道路改良工事

【 第 14 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度ｱｽﾌﾙﾄ(13) 小型 (平均幅員3.0m超 ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			1.38				
<賃>アスファルトフィニッシャ(ホイール型) 舗装幅2.3～6.0m 排対型1,2次基準 低騒音			0.88				
<賃>タイヤローラ 質量8～20t 排対型1,2次基準 低騒音			0.14				
<賃>ロードローラ(マカダム両輪駆動) 質量10～12t 排対型1,2次基準			0.13				
その他(機械)							
【労務】			10.17				
普通作業員			3.66				完全週休2日(土日)
運転手(特殊)			2.06				完全週休2日(土日)
特殊作業員			2.03				完全週休2日(土日)
土木一般世話役			0.73				完全週休2日(土日)
その他(労務)							
【材料】			88.45				

【 第 14 号 施工パッケージ 】 (続 き)							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) 小型 (平均幅員3.0m超 , プライムコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(13)			80.70				
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-3プライムコート用			7.17				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			0.49				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 40.000 mm 1層当り平均仕上り厚			[J1] = 4 平均幅員 3.0m超				
[A1] = 11 材料 再生密粒度アスコン(13)			[J4] = 3 瀝青材料種類 プライムコート PK-3				
[J6] = 1 費用の内訳 全ての費用			[A2] = 2 アスファルト混合物小型車割増 小型車割増あり				
[A3] = 1 アスファルト混合物夜間割増 夜間割増なし							